

大竹市建設工事中間前払金事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市建設工事執行規則(平成10年大竹市規則第22号。以下「規則」という。)第44条第3項に規定する建設工事中間前払金に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象は、請負代金額が1件300万円以上であって、既に規則第44条第1項に規定する前払金の支払を受けている工事とする。

(中間前払金の額)

第3条 中間前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6かつ6,000万円を超えてはならないものとする。

(中間前金払の要件)

第4条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていると認められる場合に支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1(債務負担行為に係る契約の工期については、当該会計年度の工事実施期間の2分の1をいう。次号において同じ。)を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1(債務負担行為に係る契約の請負代金額については、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当すること。
- (4) 中間前払金の支払請求時において、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と中間前払金に関する同条第5項に規定する保証契約が締結されていること。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 請負人は、工事請負契約の締結に際し、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとする。

2 前項に規定する選択は、中間前金払・部分払選択届(別記様式第1号)を市長に提出することによって行うこととし、契約締結後の変更は認めないものとする。

(債務負担行為等に係る特例等)

第6条 債務負担行為に係る契約については、当該会計年度内に支出できる見込みの出来高予定額について、当該出来高予定額を対象として中間前払金を支払うことができるものとする。

- 2 債務負担行為に係る契約については、請負人が前条の規定により中間前金払を選択した場合であっても、同条の規定にかかわらず、その出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該会計年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。
- 3 天候の不良その他請負人の責に帰すことができない事由によって工事が会計年度内に完成できず繰越となるものについては、当該会計年度末の出来高が3分の2以上のときは、当該会計年度の出来高に対して部分払をすることができるものとする。この場合において、部分払金の額は、次の式により算定するものとする。

$$\text{部分払金の額} = \text{出来高金額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) - \text{中間前払金額}$$

（中間前金払の申請）

第7条 中間前払金の支払を受けようとする請負人は、中間前金払認定請求書（別記様式第2号）に工事履行報告書（別記様式第3号）を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに調査を行い、中間前金払が妥当と認めるか否かについて、認定調書（別記様式第4号）により請負人に通知するものとする。
- 3 前項の認定を受けた請負人が中間前払金の支払を受けようとするときは、前払金・中間前払金請求書（別記様式第5号）に、保証事業会社の前払金保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の請求を受理した日から起算して14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

（対象経費の範囲）

第8条 中間前金払の対象となる経費は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とし、中間前払金は、当該経費以外の支払に充当してはならない。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、同日以後に施工する工事から適用する。